

○厚生労働省令第 号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医師法施行規則の一部を改正する省令

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（案）

(案)

改正後	改正前
<p>第三章 研修</p> <p>第十九条の二 法第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 一般社団法人日本専門医機構二 一般社団法人日本内科学会三 公益社団法人日本小児科学会四 公益社団法人日本皮膚科学会五 公益社団法人日本精神神経学会六 一般社団法人日本外科学会七 公益社団法人日本整形外科学会八 公益社団法人日本産科婦人科学会九 公益財団法人日本眼科学会十 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会十一 一般社団法人日本泌尿器科学会十二 一般社団法人日本脳神経外科学会十三 公益社団法人日本医学放射線学会十四 公益社団法人日本麻酔科学会十五 一般社団法人日本病理学会十六 一般社団法人日本臨床検査医学会十七 一般社団法人日本救急医学会十八 一般社団法人日本形成外科学会十九 公益社団法人日本リハビリテーション医学会 <p>第十九条の三 法第十六条の八第一項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 前条第一号に規定する団体が、医師の研修に関する計画（研	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものに限る。)を定め、又は変更する場合

二 前条第二号から第十九号までに掲げる団体が、医師の研修に関する計画(研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものであつて同条第一号に規定する団体の認定を受けるものに限る。)を定め、又は変更する場合

第四章 業務

第五章 雑則

第三章 業務

第四章 雑則

(案)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。